

平成 29 年度伊勢崎市社会福祉協議会事業計画

◆ 基本理念 「助け合い・支え合いで育む いせさきの絆づくり」

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、全ての人が自分の暮らす地域に関心を持ち、住民相互の交流を深め、心を通い合わせることで、「助け合い」や「支え合い」といった共助の取り組みを一層広げていき、市民相互が支え合う「いせさきの絆(きずな)」をより強固なものにしていきたいという思いが込められています。

《基本方針》

近年の社会情勢を見ると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

このように、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域住民・関係団体・行政・社会福祉協議会などが、助け合い・支え合いの取り組みを互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していくこと」が大変重要と考えます。

本会では、平成27年3月に「助け合い・支え合いで育むいせさきの絆づくり」を基本理念とした5か年にわたる第2期地域福祉活動計画を策定し、同時に伊勢崎市で策定された伊勢崎市地域福祉計画と連携して一体的に地域福祉活動を実践して参りました。

本年度は計画の3年目にあたりますので、これまで活動してきた結果を点検・評価して、必要に応じて適宜改善しながら地域住民並びに関係団体、行政等と協働し地域福祉活動を推進して参ります。

さらには、地域包括ケアシステム構築に向けて実施されている「地域の支え合いの体制づくり」を今後も推進しつつ、国が掲げる『地域共生社会』の実現に向けて、高齢者や障害者、児童、その他、全ての人々が抱える課題に対応できる地域社会づくりを目指します。

◆ 基本目標・施策

基本目標 1 地域の中のきずなを深める

「地域福祉」の考え方や、地域の中でお互いに助け合い・支え合う「共助」の意識を市民に広く浸透させるような広報・啓発活動を行うとともに、隣近所や世代間の交流を促進し、地域の中のきずなを深めていきます。

(施策 1) 共助の意識の醸成

(施策 2) 地域の交流促進

基本目標 2 助け合いで安心して暮らせる

ボランティア活動や団体活動など市民主体の地域福祉活動を活性化していくとともに、日常生活の困りごとへの対応や、支援が必要な人を把握し日頃から声かけや見守りを行うなど、助け合いで安心して暮らせる体制を整備していきます。

- (施策 1) 地域福祉活動の活性化
- (施策 2) 生活サポート体制の構築
- (施策 3) 見守り及び支援体制の整備

基本目標 3 サービスを提供する体制を充実する

相談窓口や福祉サービス等の情報について市民が入手しやすいように情報発信をしていくとともに、住み慣れた地域での生活が続けられるよう、サービスを提供する体制を充実していきます。

- (施策 1) 情報提供及び相談支援体制の充実
- (施策 2) 福祉サービスの充実

◆ 重点事業

1. 地域における「新たな支え合い」を推進しきずなを深める

- 地域の人たちがお互いに助け合い、支え合う共助の意識を醸成するため、地域福祉に関する広報啓発活動や、あらゆる世代に対しての福祉教育と学習機会の充実を図る。
- 地域の交流を促進するため、地域住民が気軽に交流できる機会の創出を図り、地域を良くする仕組みづくりに取り組む。

2. 地域における助け合い活動を活性化

- 一層のボランティア活動の活性化に向けて、ボランティアセンター機能充実を図り、ボランティア団体、地域福祉活動団体と地域住民のコーディネートを行う環境をつくる。

- ボランティア活動等の担い手を育成し、併せて発掘のための取り組みを検討する。また、活動の中心的な役割を担うリーダーの育成に取り組む。
- 地区社協及び地域福祉活動団体の活性化に向けた支援に取り組む。
- 「地域共生社会」の実現に向けた新たな地域支援事業の体制を構築。
- 平常時から地域での交流や、緊急時に備えた見守り活動を充実する。
- 大規模災害時に備え、災害ボランティアセンター設置訓練の充実を図る。

3. 住み慣れた地域での情報提供や相談支援体制の充実

- 広報紙やホームページの内容を充実。
- 身近な相談支援体制を充実。
- 生活困窮者支援に関する体制づくりに取り組む。
- 支援を必要とする人が必要な福祉サービスを適切に利用できる環境づくりと権利擁護体制の充実。

◆ 4 課及び各支所による事業の推進

□ 総務企画課

◎ 法人運営及び総合的な事業の企画・推進

1. 法人運営、財務・人事管理等会務の運営

- (1) 理事会・評議員会の開催
- (2) 予算の編成・執行の管理
- (3) 決算の調整
- (4) 財産の管理
- (5) 車両の管理
- (6) 職員の研修などを含む人事管理

2. 苦情解決体制の整備

3. 自主財源の確保

4. 連絡調整、調査・研究事業、広報活動の実施

- (1) 関係機関、支所・事業所間の連絡調整及び本所・支所間の情報ネットワーク他の運用
- (2) 群馬県社会福祉協議会等関係機関からの調査・研究事業への協力
- (3) 広報紙「社協いせさき かがやき」の発行
- (4) ホームページの管理運営

5. 総合企画関連事業の実施

- (1) 伊勢崎市社会福祉大会の開催
地域福祉のより一層の推進を目指すとともに、永年にわたり社会福祉事業の発展に功績のあった方々を表彰し、感謝の意を表する。
- (2) 行政・関係団体との協働事業等の実施

6. その他の事業・業務

- (1) ソーシャルワーク実習生の受け入れ
- (2) その他必要な事業

□地域福祉推進課

◎ 地域福祉活動の推進

地域福祉活動計画に基づき地域福祉活動の推進を行う。

◎ 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進

子ども、高齢者、障害者などの全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことのできる「地域共生社会」を実現するため、社会福祉協議会としての取組みを推進する。

1. 地域福祉推進事業

- (1) 地区社協活動の活性及び連携支援
- (2) 福祉関係諸団体との連絡調整

2. 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進

- (1) 我が事・丸ごとの地域づくりを推進
- (2) 地域包括ケアシステムにおける、地域の支え合いの体制づくり及び支え合い活動を推進
- (3) 伊勢崎市及び各日常生活圏域での関係機関との協働・連携強化

3. 相談事業の開催

- (1) 心配ごと相談事業（各支所に相談所を開設）
- (2) 結婚相談事業
- (3) その他必要な相談

4. 権利擁護体制の充実

- (1) 日常生活自立支援事業
- (2) 市地域包括支援センター・各圏域高齢者相談センター及び障害者基幹相談支援センター等との連携強化
- (3) 成年後見制度等の相談援助
- (4) 市民後見人の育成活動支援
- (5) 啓発・研修事業の実施・協力
- (6) 関係機関連絡会議等の開催

5. 生活困窮者への支援

- (1) 生活福祉資金貸付事業
- (2) 生活一時資金貸付事業
- (3) 高額療養費つなぎ資金貸付事業
- (4) 生活困窮者自立支援事業の協力

6. 社会参加・生活支援充実

- (1) 車いすの貸出事業
- (2) 福祉車両の貸出事業
- (3) 意思疎通支援事業
 - 手話通訳者設置事業
 - 手話通訳派遣事業

7. 関係団体等への支援

- (1) 関係団体との連携強化
- (2) 関係団体への育成援助及び助成
- (3) ふくしボランティア団体等への助成
- (4) 地域活動支援事業
 - 新設ボランティア団体等への助成

8. 各支所との連絡調整

- (1) 赤堀支所に係る事業の連絡調整
- (2) あずま支所に係る事業の連絡調整
- (3) 境支所に係る事業の連絡調整

9. 共同募金会への協力

群馬県共同募金会伊勢崎市支会事務局として、募金活動の他、地域配分の申請受付から配分までの業務、災害義援金の受入れ、火災見舞金の贈呈などを実施。

10. 戦没者等追悼式の執行

戦没者等を追悼し、世界の恒久平和の確立を祈念する。

11. ボランティア・市民活動センター

- (1) ボランティア活動に関する相談・斡旋（コーディネート）
- (2) ボランティアの養成講座開催・活動支援
 - （シニアボランティア養成講座等）
- (3) 災害ボランティア事業
- (4) 市民ボランティアフェスティバルの開催
- (5) ボランティア・市民活動団体情報交換会の開催
- (6) 福祉教育の推進
- (7) 介護支援ボランティア事業
- (8) ままサロン“まま”のほっとステーション事業
- (9) ボランティア・市民活動センター啓発事業
- (10) ボランティアネットワーク事業
- (11) 認知症カフェ推進事業

1 2 . 障害者相談支援センター

- (1) 障害者相談支援事業
- (2) ピアカウンセリング事業
- (3) 障害程度区分調査の実施
- (4) 自立支援協議会定例会の運営
- (5) 日常生活自立支援事業との連携強化

1 3 . その他の地域福祉推進

- (1) 社会を明るくする運動への協力
- (2) その他必要な事業

◇赤堀支所

1. 赤堀地区社会福祉協議会

- (1) 地区事業の企画・検討
- (2) 小地域活動の推進及び支援
- (3) 地区の総合的支援体制づくり
- (4) 事業の推進

2. 地域福祉活動の推進事業

- (1) 友愛訪問事業
- (2) ふれあいサロン
- (3) 世代間交流
- (4) ゆうあい昼食会
- (5) 介護予防及び防災教室
- (6) 子育てサロン
- (7) 福祉体験教室への支援
- (8) 赤堀地区地域包括ケアネットワークとの連携

◇あずま支所

1. あずま地区社会福祉協議会

- (1) 地区事業の企画・検討
- (2) 小地域活動の推進及び支援
- (3) 地区の総合的支援体制づくり
- (4) 事業の推進

2. 地域福祉活動の推進事業

- (1) 友愛訪問
- (2) ふれあい事業「ひとり暮らし高齢者ふれあい昼食会」
- (3) 子育てサロン
- (4) ひとり暮らし高齢者ふれあいお茶会
- (5) 高齢者いきいき講座
- (6) あずま福祉まつり
- (7) ボランティア養成講座・情報交換会
- (8) 世代間交流
- (9) 福祉体験教室への支援
- (10) あずま地区地域包括ケアネットワークとの連携

◇境支所

1. 境地区社会福祉協議会

- (1) 地区事業の企画・検討
- (2) 小地域活動の推進及び支援
- (3) 地区の総合的支援体制づくり
- (4) 事業の推進

2. 地域福祉活動の推進事業

- (1) 給食サービス
- (2) 介護予防講座
- (3) 筋力トレーニング講座
- (4) 障害者サロン
- (5) 福祉体験教室への支援
- (6) 高齢者いきいき講座
- (7) 子育てサロン
- (8) 夏休み宿題自習室
- (9) 電話でお話し相手事業
- (10) 地域災害講座
- (11) ボランティア体験スクール
- (12) 介護保険事業の支援
- (13) 境地区地域包括ケアネットワークとの連携

□在宅福祉課

◎福祉サービス事業の充実

介護を必要とする高齢者や障害者（児）の福祉ニーズは今後ますます増大し、福祉サービス事業の更なる充実が求められていることから、ニーズに応じた良質な介護サービスの提供に努めるとともに、各事業の経営改善により安定的な経営を目指す。

1. 介護保険事業の経営

(1) 居宅介護支援事業（ケアプラン作成、介護認定調査等）

- ①伊勢崎事業所
- ②あずま事業所
- ③磯沼荘事業所

(2) 訪問介護事業（訪問介護、福祉有償運送）

- ①伊勢崎事業所

(3) 訪問入浴事業（訪問入浴介護）

- ①伊勢崎事業所

(4) 通所介護事業（入浴介助、食事、送迎、機能訓練、口腔ケア等）

- ①あずまデイサービスセンター
- ②磯沼荘デイサービスセンター

2. 障害者福祉サービス事業の実施

(1) 障害者総合支援事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護）

- ①伊勢崎事業所

(2) 地域生活支援事業（移動支援、訪問入浴）

- ①伊勢崎事業所

3. その他在宅福祉サービスへの対応等

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

- ①訪問型サービス
- ②通所型サービス

(2) 生活支援・介護予防事業

(3) その他の在宅福祉サービス

(4) 研修支援事業（資格取得等のための実習受入）

- ①伊勢崎事業所
- ②あずま事業所
- ③磯沼荘事業所

□施設管理課

- ◎本会が指定管理者として指定されている指定管理施設の管理運営に関する総合的な調整を図る。

1. 指定管理施設の管理運営

- (1) ふくしプラザ
- (2) ふれあいセンター
- (3) 老人いこいの家
- (4) みやまセンター
- (5) 高齢者生きがいセンター
- (6) 境地域福祉センター
- (7) 境社会福祉センター
- (8) 児童センター
- (9) 境児童センター
- (10) 赤堀児童館
- (11) 赤堀南児童館
- (12) 赤堀あさひ児童館
- (13) きく児童館
- (14) さざんか児童館
- (15) あやめ児童館

2. 社会福社会館の管理